

2006年JMRC北海道ダートトライアルチャンピオンズ 第1戦
2006年JMRCオールスター選抜
第41回マーベルスノートライアル

特 別 規 則 書



2006, 1, 8 (日)

主催 マーベルオートクラブ
[MARVEL]

会場 北海道モータースポーツパーク

公 示

本競技会は、日本自動車連盟（JAF）公認のもとに、FIAの国際モータースポーツ競技規則およびその付則、それに準拠したJAF国内競技規則、及びその付則、2006年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定並びに本競技会特別規則書に従って準国内競技として開催される。

第1章 大会の組織及び参加

第1条（競技会名称）

2006年JMRC北海道ダートトライアルチャンピオンズ 第1戦
2006年JMRCオールスター選抜
第41回マーベルスノートライアル

第2条（競技種目）

ダートトライアル

第3条（競技格式）

JAF公認 準国内競技・クローズド

第4条（開催日）

2006年 1月8日（日）

第5条（競技会開催場所）

北海道モータースポーツパーク（MSP・H）
石狩郡当別町材木沢

第6条（オーガナイザー/共催）

マーベルオートクラブ [MARVEL]
札幌市白石区北郷3条9丁目3-7
ニッサンスポーツカークラブ札幌

第7条（大会役員・審査委員会）

大会会長 藤本 昌邦
組織委員長 前原 信
組織委員 戸村 貢
組織委員 佐藤 浩幸
審査委員会
審査委員長 黒原 進
審査委員 饗庭 善昭

第8条（大会競技役員）

競技長 前原 信
コース委員長 戸村 貢
計時委員長 高橋 志のぶ
技術委員長 坂東 敏明
救急委員長 菅原 啓
事務局長 佐藤 浩幸

第9条（参加車両及びクラス区分）

(1) 本競技会に参加が認められる車両は、2006年スピード車両規定に適合した以下の車両とする。

- ① スピードN車両
FIA/JAF公認またはJAFの登録車両とする。
- ② スピードSA車両
FIA/JAF公認またはJAFの登録車両とする。
- ③ スピードSC車両
FIA/JAF公認またはJAFの登録車両とする。

(2) クラス区分

- ① スピードN車両部門
・N-1：気筒容積1600cc以下の2輪駆動のN車両
・N-2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のN車両
・N-3：気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両
・N-4：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両
- ② スピードSA車両部門
・SA-1：2輪駆動のSA車両
・SA-2：4輪駆動のSA車両
- ③ スピードSC車両部門
・SC-1：2輪駆動のSC車両
・SC-2 気筒容積1600cc以下の4輪駆動のSC車両
・SC-3 気筒容積1600ccを超える4輪駆動のSC車両
- ④ レディース（スピードN/SA車両）
・L-1：気筒容積2000ccまでのN・SA車両
・L-2：気筒容積2000ccを超えるN・SA車両
- ⑤ ビギナー（スピードN/SA車両）
・ビナー-1：気筒容積2000ccまでのN・SA車両
・ビナー-2：気筒容積2000ccを超えるのN・SA車両
- ⑥ クローズド
・クローズド：クラス区分無しN・SA車両
・R-1(スタートレス)：クラス区分無し2輪駆動のN・SA車両
・R-2(スタートレス)：クラス区分無し4輪駆動のN・SA車両

(3) タイヤについて

- ① 参加車両のスパイクピンについてはJMRC北海道共通規則書で決められている範囲内とする。
- ② タイヤに付いては特に規定しない。
- ③ チェーン類の使用は認めるが加工は一切認めない。
- ④ スタットレスタイヤは一般市販タイヤとする

第10条（参加資格）

- (1) 参加者はJAF交付の競技運転者許可証の所有者でなければならない。但し、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- (2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF交付の2006年度競技運転者許可証を所持していること。
- (3) 20歳未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出すること。

(4) JMRC北海道のポイントはJMRC北海道に加盟するクラブ、団体の構成員に与えられる。

第11条（参加制限）

- (1) 全クラスを通じて150名までとする。
- (2) 同一選手は1クラスにしか参加できない。
- (3) 同一車両による重複参加は2名までとする。

第12条（参加申込及び参加料）

- (1) 参加申込場所及び問い合わせ先（大会事務局）
札幌市白石区北郷3条9丁目3-7
マーベルオートクラブ事務局
TEL 011-871-2225 FAX 011-871-9818
- (2) 参加受付期間：
2005年12月31日迄に必着の事。（消印有効）
- (3) 提出書類：所定の参加申込書、改造申告書等に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、下記の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込み下さい
- (4) 参加料（1名）

・チャンピオン	：14,000円	2005年&2006年
・レディース	：11,000円	JMRC北海道互助
・ビギナー	：9,000円	会加入者は確認
・クローズド	：9,000円	後1,000円を返
・クローズド(スタートレス)	：9,000円	金する

（ビナー/クローズドはJMRC北海道互助会に加入する事を強く望む）
※互助会の加入及びJAFクラブ登録印の確認は申込み時又は競技会の当日、朝の参加受付で行う事とする。
※JMRC北海道に未加入のクラブの所属員は
チャンピオンクラス：17,000円
- (5) オークナイザーの都合で申し込み期間を延期する場合がある。

- (6) 申込を口座振込で行う時は振込のコピー等を添付する事
・銀行 / U F J 札幌支店 普通口座
/ 札幌銀行菊水支店 普通口座 455413
・郵便局 / 19070-39151601
◆上記の口座名（銀行・郵便局）マーベルオートクラブ
振込用紙のコピーを添付してください

第13条（参加申込方法及び参加受理）

- (1) 所定の参加提出書類に参加料を添えて大会事務局まで申込み事。参加費現金とし、口座振込・持参又は現金郵送とする。現金を郵送する時は必ず現金書留とする。
- (2) オークナイザーは理由を明示することなく参加を拒否することができる。
この場合の参加料は返送料及び事務局手数料として1000円を差し引いて、参加者に返金する。
なお、正式受理後の参加料は、オークナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き返金されない。
- (3) 参加車両は参加する当該車両の正式車両名または、車両型式を含み15文字以内とし、例外は認めない。
- (4) 参加受理の可否は、参加受理書の郵送にて通知する。

第14条（競技のタイムスケジュール）

- (1) 参加確認 AM 8:00~8:30
- (2) 車検 AM 8:00~9:00
- (3) 慣熟歩行 AM 8:30~9:30

- (4) 開会式及びパブリック AM9:45
 (5) 競技開始 AM10:00 (予定)
 (6) 閉会式 PM15:30 (予定)

第2章 車両検査

第15条 (車両及び競技運転者の変更)

- (1) 競技運転者の変更は、正式受理後には認められない。
 (2) 車両変更は、正式受理後には認められないが、競技会審査委員会が認めた場合、大会事務局まで変更する車両の必要書類(車両改造申告書等)を届けた者についてのみ同一クラスに限り認められる場合がある。
 (3) 車両変更申請は参加確認受付終了までとする。

第16条 (車両検査)

- (1) 競技終了後入賞車両は、原則として再検査を行う。
 その際の分解、組み立てに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。

第2章 競 技

第17条 (競技)

- (1) スタートは原則としてゼッケン順に行う。
 (2) 参加者は、ドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。
 (3) ドライバーズブリーフィング及び慣熟歩行は本規則書のタイムスケジュールに従って行う。
 (4) 慣熟歩行は、車検終了後、オーガナイザーのコースオープン時間帯のみ可能とする。
 (5) 大会審査委員会の決定により、悪天候またはコースコンディションの悪化等によって1回走行のみで打ち切る場合がある。

第18条 (計時)

- (1) 計測は、自動計測器または2個以上のストップウォッチを使用し、自動計測の場合は1/100秒までを計測し、その計測結果を成績とする。
 ストップウォッチ場合は、2個以上のストップウォッチの平均タイムを採用する。

第19条 (順位決定)

- 原則として2ヒートで行い、その内良好なタイムを採用し最終の順位とする。ただし同タイムの者が複数の場合は下記により順位を決定する。
 (1) セカンドタイムの良好な者。
 (2) 排気量の小さい者。
 (3) 第1ヒートのベストタイムを先に計測した順
 (4) 競技会審査委員会の決定による。

第20条 (信号旗合図)

スピード行事における旗信号に関する指導要項に従う

第21条 (ペナルティ)

- (1) コース上の全てのパイロンに対し、移動または転倒が判定された場合、1個について5秒を走行タイムに秒加算する。
 (2) 反則スタートは、5秒を走行タイムに加算する。
 (3) ミスコースをした場合は、当該ヒートを無効とする。
 (4) 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合当該ヒートを無効とする。
 (5) スタート合図後、速やかにスタートしない場合は当該

ヒートの走行タイムに5秒を加算する。

- (6) スタート指示に従わない場合当該ヒートを無効とする
 (7) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
 (8) 4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は当該ヒートを無効とする。

第22条 (失格規定)

本競技会において次の行為を行った場合、審査委員会の決定により参加者および競技運転者を失格とする。

- (1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合および理由なく第29条を守らない者。
 (2) 不正行為を行った者。
 (3) コースアウト等で当人以外に損害を与えた場合。
 (4) 車両保管中に申告なしに競技車両を持ち出したり修理を行った場合。
 (5) 再車両検査、技術委員長が行う臨時の車両検査を拒否または受けなかった場合は失格とする。

第23条 (抗議)

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対し抗議する権利を有する。
 ただし、本特別規則書に規定された「オーガナイザーの行う参加拒否」および本競技会審査委員会の決定に対しての抗議は出来ない。

- (1) 抗議を行うときは必ず文書により理由を明記し抗議料1件につき20,300円を添えて競技長に提出すること
 (2) 抗議料は抗議が成立した場合、及び審査委員会が返還を決定した場合のみ返還される。
 (3) 車両の分解検査に要した費用はその抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が負担するその際要した分解整備等の費用は、技術委員長が算定する。
 (4) コース委員の判定、および計時結果に関する抗議は出来ない。
 (5) 審査委員会の裁定結果は当事者に口頭で伝えられる。

第24条 (抗議の制限時間)

- (1) 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出されなければならない。
 (2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出されなければならない。
 (3) 競技中の過失または反則に対する抗議は、競技運転者がゴール後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の延期、中止、短縮および損害の補償

第25条 (競技会の延期、中止または短縮)

- (1) 競技会審査委員会は、保安上または不可抗力の理由で競技会の延期、中止、走行距離の短縮、競技回数の変更を行う場合がある。
 (2) 競技会中止の場合は、参加料は返還される。延期の場合の参加料は当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。
 参加料の返還には、返送料及び事務手続き料として1000円を差し引く。

第6章 賞 典

第26条 (賞典)

- (1) 全クラス1位~3位:トフィー JAFメダル、副賞
 4位以下 :トフィー スポーツ賞等
 但しビギナークラス :トフィー 副賞等
 スタイルクラス :楯 副賞等
 (2) 参加台数の30%以内で最大6位までを対象とする。
 (3) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものととして、オーガナイザーの用意した賞典等は原則として授与されない。

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第27条 (安全上の義務付け)

- (1) 競技中は、運転者側の窓及びサンルーフを全閉すること
 (2) JAF国内車両競技規則のシートベルトに関する規定に適合した、A車両は4点式以上のC、D車両についてはワンタッチフルハーネス式のシートベルトを装着すること。

第28条 (競技運転者の装備)

- (1) 競技中は、レーシングスーツ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
 (2) 競技ヘルメットは、JAF国内競技車両規則の「ヘルメットに関する指導事項」に適合するものを着用すること。
 この適合性はラベルで表示されるかまたは証明出来ること

第29条 (遵守事項)

- 以下の事項について参加者および競技運転者はこれを遵守しなければならない。これに違反した場合は、罰則を課すことがある。
 (1) 全ての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
 (2) 競技中または競技に関係する業務に就いているときは、薬品等によって精神状態を繕ったり飲酒してはならない
 (3) オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つける言動をしてはならない。
 (4) パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。

第8章 本規則の施行

第30条 (本規則の施行並びに記載されていない事項)

本規則は、本競技会に適用されるもので、参加受付開始と同時に有効となる。
 また、本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。

本特別規則書発行後、JAFにおいて決定された事項は、すべて本特別規則書に優先する。

第31条 (本規則の解釈)

本特別規則書および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、本競技会審査委員会の決定を最終とする。

第41回マーベルスノートライアル 大会組織委員会

インターネットで成績書が見れます
<http://www.autosportsmate.net>
 (オートスポーツメイト ドット ネット)